生活の心得

秩父市立大田中学校

大田中学校では、「学び　磨き　鍛え　未来で輝く」生徒の育成をめざしています。そのためには、一人ひとりの生徒がきまりを守り、自分の行動に責任を持たなくてはなりません。また、社会人になると、服装や髪型、言動等において厳しく要求されることがあります。中学校ではそれに対応でき、社会貢献できる人材の育成を目指します。学校は集団での学びの場、成長の場であることを念頭に置き、互いに信頼し合い、明るく安心できる学校生活を送るために、進んでこのきまりを守りましょう。

１　服装等

（１）制服で登下校する。但し、部活動に参加する場合は体育着でもよい。

（２）授業は制服で参加する。但し、教師の指示がある場合や体育着を使用した後は、体育着のままでもよい。

（３）休日、休業日、放課後に登校する場合は、制服又は体育着とする。

（４）制服は本校指定の服を着用する。衣替え中心日を６月１日、１０月１日とする。その前後１か月を移行期間とし、夏服冬服いずれを着用してもよい。

<table>
<tr><td rowspan="2">夏季（6月～9月）</td><td>○Ⅰ型
・白のＹシャツ
・黒の学生ズボン</td><td>○Ⅱ型
・白のＹシャツまたはブラウス
・紺色のスカート
※スカート丈は、ひざを覆う程度
※ベルトやサスペンダーは禁止</td><td>○Ⅲ型
・白のＹシャツまたはブラウス
・紺色のスラックス</td></tr>
<tr><td colspan="3">・Ｙシャツ・ブラウスのボタンは上１つ開けてもよい。
・Ｙシャツ・ブラウス・体育着はズボン・スカート・スラックスの中に入れ、肌着を着用する。
・ベルトは黒か茶か紺色。
・通学用の靴は、運動靴とし、上履きは、学校指定のものを履く。雨や雪等悪天候の時は長靴を履いてもよい。
・靴下は白、黒、紺とする（ワンポイントは可、安全のため、くるぶしがしっかりかくれるもの）
・名札は、登校したらネームプレートを左胸につけ、下校前に外して帰る。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">冬季（10月～5月）</td><td>○Ⅰ型
・黒の学生服
・黒の学生ズボン
※上着のボタンはすべてとめる。</td><td>○Ⅱ型
・紺色・緑線３本入りの制服
・紺色のスカート
※スカート丈は、ひざを覆う程度
※ベルトやサスペンダーは禁止</td><td>○Ⅲ型
・紺色・緑線３本入りの制服
・紺色のスラックス</td></tr>
<tr><td colspan="3">・式の時は黒の学生服の下にはＹシャツを着用する。
・学生服やセーラー服の下に着用する防寒用のものは、派手でない物にする。
○セーターやトレーナーは、白、黒、紺、灰、茶系でワンポイントまでとする。えり・ハイネックやフードのないものとする。
○ストッキングは、黒又はベージュとする。
・ベルト、靴、靴下、名札については、夏季に同じ。
・ウインドブレーカーは、登下校・部活動時に着用してもよい。</td></tr>
</table>

（５）スポーツウェア

①　ジャージ・ハーフパンツ・体育着（白）は学校指定のもの。

②　左胸と左腰前に名札をつける。

２　頭髪等

（１）頭髪は常に清潔に整えること。不潔であったり、髪型が不適当な場合は改める。パーマ、毛染め、脱色、整髪料等は禁じる。

・前髪…目にかからない。

・後髪…肩に触れない。肩に触れる長さになったら髪は必ず束ねる。その場合、黒、紺、茶の髪ゴムでまとめる。

・黒･紺のヘアピンの使用は可。ただし、体育の授業での使用は禁止とする。

（２）眉毛の剃り落とし、口紅、色つきリップクリーム、マニキュア、付けまつげ、ピアス等の化粧や装飾品の使用は禁じる。

３　所持品

（１）所持品は通学用カバンに入れ、登下校する。所持品が多く通学用カバンに入りきらない場合は、補助バッグを使用してもよい。
カバンにつけるキーホルダーは、お守り程度のものを１つまでとする。（間違い防止。学業専念のため。）

（２）学習や部活動で必要な物は、十分に確認して忘れ物をしない。

（３）学校生活に不要な物は、学校に持ち込まない。

（４）所持品には記名する。

（５）給水のために水筒を持ってきてもよい。飲み物は水・スポーツドリンク・お茶類とする。（中体連規定に準じる。）

（６）制汗剤、リップクリーム、ハンドクリーム、日焼け止めなどは無色無香料のものとし、授業中は使用しない。

４　登下校

（１）通学路を通り、交通規則を守る。

（２）８時２５分までに登校し、自分の席に着く。

（３）下校時刻を守る。下校時刻は以下の通りとする。

・４月　　～新人戦　１８時００分
・新人戦後～１１月　１７時００分
・１２月　　１６時４５分
・　１月　　１７時１５分
・　２月　　１７時３０分
・　３月　　１７時４５分

（４）途中で寄り道をしない。

（５）見知らぬ人や車には近づかない。

（６）自転車通学は以下を守り、安全な登下校をする。

①　自転車通学は、校長の許可を得る。

②　整備された安全な自転車を使用する。

③　ヘルメットを着用する。

④　通学用カバンは荷台に固定する。

⑤　二人乗り・並走・夜間の無灯火運転・危険運転等をしてはならない。
⑥　②から⑤の事項を守らない場合は、自転車通学許可を取り消す。
⑦　事情により自転車を学校に置いて帰る時は、先生に申し出る。

5　朝の活動
（１）８時３０分から読書をする。
（２）８時４０分から朝の会を行う。
（３）朝会時は、８時２５分までに体育館に集合し、整列する。

6　授業
（１）始業の時間までに着席する。
（２）時間に遅れた場合は、後方の入り口から入室する。先生に遅れた理由を説明する。
（３）授業中は真剣に学習に励み、他人に迷惑をかけない。
（４）忘れ物をした時は授業の前に担当の先生に報告する。学習用具の貸し借りはしない。
（５）返事や発言は、大きな声ではっきりとする。

7　休み時間
（１）休み時間には次の授業の準備をする。
（２）他教室への出入りはしない。

8　外出・校外でのきまり
（１）行き先・用件・帰宅時間を家族に伝えてから外出する。
（２）夜間の外出は原則として禁止する。
（３）違法な行為は絶対にしない。
（４）友人宅に泊まったり、友人宅で深夜まで過ごすことはしない。
（５）友人同士でのカラオケボックス利用・パーティー・旅行は禁止する。
（６）友人同士での金品の貸借はしない。

9　その他
（１）あいさつをしっかりする。
（２）時や場、相手に応じた丁寧な言葉づかいをする。
（３）欠席、早退、遅刻、忌引き、体育見学、いなほマラソン・部活動不参加などの場合は、保護者から担任に連絡してもらう。（すぐ～る 8:20 まで、電話 8:00～8:20）
（４）教具や備品は、担当の先生に許可を得て使用し、使用後は元の位置に返す。
（５）公共物を破損した場合は先生に必ず報告する。
（６）膝掛け、座布団の使用可。ただし華美なものはさける。